

「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例等案の骨子」に対する意見の概要と市の考え方について

No.	受付意見	市の考え方	修正
許可要件に対する意見（施設の構造、立地規制に対する意見） 13件			
1	事業所に会社名、代表者、連絡先、許可条件、稼働時間、扱う物品等を明示する看板をつける事	掲示板の設置については条例で定めるとともに、その記載内容については別途規則で定めます。	—
2	囲いは高さ10m以上の鉄板で白地に緑で森林を描く	廃棄物処理施設の許可基準では囲いの高さについては規制がなく、同様の基準とすることが適当であると考えます。	—
3	油などが隣接地に流れ出てくるため保有空地の確保が必要。	条例の中で、油水分離槽等の排水設備を設置することを義務付けることで、油等の流出を防ぐこととします。	—
4	市街化調整区域に作る場合は、完全に屋内化するか、必要な緑化を指導して、緑に囲まれたヤードとするなど形態に指導をするよう訴えます。	廃棄物処理施設の許可基準では屋内化や緑化等の規制がなく、同様の基準とすることが適当であると考えます。	—
5	汚水が流失しないよう敷地内で完全に処理をする装置を義務として設置すべきである。	条例の中で、油水分離槽等の排水設備を設置することを義務付けることで、汚水等の流出を防ぐこととします。	—
6	公共下水道が敷設されていれば、下水道等と接続する義務が必要と考えます。	許可にあたって事前協議制度を設け、その中で下水道管理部局において指導して参ります。	—
7	立地基準が住宅等の敷地から100m以上となっているが、迷惑被害の発生が予見されます。距離の延長を望みます。 (同様の意見 他4件)	火災による延焼の防止や騒音・振動の軽減等を考慮し、100mとすることが適当であると考えます。	—
8	許可要件に用途地域を指定してほしい。	廃棄物処理施設の許可基準では用途地域の規制がなく、同様の基準とすることが適当であると考えます。	—
9	新規に設置する場合だけでなく、既存施設の転用についても立地条件の規定を適用できるようにしてください。	既存の他の施設を再生資源物保管場に流用する場合は、再生資源物保管場の新規設置とみなし立地基準等が適用されます。	—
許可要件に対する意見（施設の構造、立地規制以外に対する意見） 11件			
10	千葉市において他の法令等の違反行為を解消していない者には許可しない等、要件を厳しくすべき。 (同様の意見 他1件)	他法令等の遵守状況については、許可にあたって事前協議制度を設け、その中で各法令の所管課において指導をおこなって参ります。	—

11	説明会の実施について自治会等と協定書等を締結する等の双方の努力を促す内容が欲しい。双方合意しなければ許可しない等の要件が相応しい。 (同様の意見 他1件)	周辺住民の同意及びそれに類するものを許可要件とすることは、営業の自由を過剰に侵害するおそれがあり、難しいと考えます。	—
12	説明会の対象範囲を300m以内から600m以内に拡大すべき。	千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱で定める、廃棄物最終処分場設置の際の説明会の対象範囲と同一の300mとしました。	—
13	従前の事業者が地域住民に対して周知する際に配布する文書等に記載すべき事項を明記すべき。	記載すべき事項は規則で定めます。	—
14	スクラップヤードの現場に日本語で交渉ができる責任者・管理者を配置すること。	立入検査時等にその実効性を担保する観点からも日本語での対応が可能な体制を取るよう求めて参ります。	—
15	設置に当たり必要に応じて第三者委員会を設置するなど厳格に審査してほしい。	規制対象とする再生資源物保管場が学識経験者等の意見聴取を必要とするような、複雑な構造や新技術を用いたものとは考えていません。	—
16	設置許可時点の要件が継続しているか点検すること。事業を他社に譲渡や売却ができないよう事前に行政に報告、審査を受けることを提案いたします。	許可期限を5年とし、更新時に許可基準を確認します。また、譲渡や売却を禁止することは営業の自由を過剰に侵害するおそれがありますが、譲渡に際しては許可を必要とし、適格性を審査することとします。	—
17	許可に当たって損害賠償に対応するために過去5年くらいの財務状況を確認してもらいたい。	損害賠償に対応することを前提とした規定を条例で定めることはそぐわないと考えます。	—
18	従業員及び関係者の身元照会は確実にしてほしい。	許可要件として廃棄物処理法と同様に役員等に対して欠格事由を定めます。	—
保管基準・保管方法に対する意見 18件			
19	防音構造の未整備な上屋から著しいモーター音が漏れ出して生活環境の悪化となっている。金属を分離する再生工場併設の是非、又は規制についての提示が望まれる。	事業場から発生する騒音については、保管基準において生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずることとしており、その中で対応して参ります。	—

20	保管基準における騒音振動については上限値を設けて規制すべき。 (同様の意見 他3件)	保管に伴って発生する騒音については、設置許可に際して実施する事前協議の中で対応して参ります。	—
21	「におい」の規制をしてほしい (同様の意見 他2件)	事業場から発生する臭気については、保管基準において生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずることとしており、その中で対応して参ります。	—
22	粉塵の規制対象・基準はないのか。	事業場から発生する粉塵については、保管基準において生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずることとしており、その中で対応して参ります。	—
23	再生資源物の中には、自然発火が生ずるものもあると想定していますので、消火設備の設置義務を課していただきたいと思ひます。 (同様の意見 他1件)	屋外保管場の設置基準として火災の発生又は延焼を防止するための措置を定めます。	—
24	電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを技術的に可能な範囲で適正に回収して保管すること、について規制を強化すべき。	廃棄物処理法で定める有害使用済機器の保管基準と同様の規制基準が適当とでであると考えます。	—
25	有害動物や昆虫の駆除対策を点検項目にしてほしい。	廃棄物処理法と同様にねずみ、害虫等の発生を抑止する措置を求めます。	—
26	高さ制限に併せ飛散防止策の基準も定めてもらいたい。	廃棄物処理法と同様に許可基準として飛散防止措置を定めます。	—
27	保管の高さ制限をもっと低く抑えるべきではないか？ (同様の意見 他1件)	廃棄物処理法で定める有害使用済機器の保管基準と同様の規制基準が適当とでであると考えます。	—
28	生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置とはどのような措置が必要なのか、具体的に記載すべきである。	生活環境の保全上の支障は多岐にわたるため、個別の事業場ごとに発生しうる環境上の問題について、網羅的に措置を求めるものです。	—
29	記録の作成について、許可事業者に対し、責任者と担当者を別途就任させそれぞれの役割において責任を明確にさせることが望ましい。	事前協議の中で責任者等連絡体制の確保を求めて参ります。	—

許可制度全般に対する意見 15件			
30	<p>操業時間を規制すべき。 (同様の意見 他3件)</p>	<p>操業時間の規制は許可条件としてはすぐわないと考えますが、深夜の操業等に関しては生活環境の保全上支障がないよう求めて参ります。</p>	—
31	<p>事故発生時の報告及び被害を防止について、市長への報告義務だけではなく、その原因の究明と改善・防止方法等がはっきりするまでは一定期間操業を認めない等の強い処置が必要と考えます。</p>	<p>事故の様態に応じて必要な措置を求めて参ります。</p>	—
32	<p>100㎡以内か否かで基準を変えています、基準の潜脱が行われな いか。</p>	<p>100㎡未満の再生資源物保管場に対しても保管基準は適用されま す。</p>	—
33	<p>他の業務に付随し一時的に行う場合は対象外とのことですが、潜脱 的行為が心配。</p>	<p>他の業務に付随した一時的な再生資源物の保管に対しても保管基準 は適用されます。</p>	—
34	<p>従前の事業者が届出後に事業場を拡張する場合 1 面積に関係なく屋外保管場を増設する場合は、変更許可申請書 を提出し、許可を受ける。 2 軽微な内容の変更として届出を行う。 いずれかの解釈でよろしいか。</p>	<p>既設の屋外保管事業場と拡張した屋外保管事業場は同一の屋外保管 事業場とみなされますので、1の解釈のとおりと考えます。</p>	—
35	<p>軽微な内容の変更及びとありますが「軽微な変更」とはどのような ことか？具体的に記していただきたい。</p>	<p>敷地の拡大を伴わない再生資源物保管場内のレイアウト変更等を想 定しています。</p>	—
36	<p>地域住民との交渉にあたっては誠意をもって対応すること、市民の 苦情に誠意をもって対応するように罰則を含め条例化する。</p>	<p>誠意をもった対応の有無について、違反事実を明確に定義できない ためこれを罰則の対象とすることは難しいと考えます。</p>	—
37	<p>抜き打ち検査を実施するほか、許可の取り消し権限を確立してほし い。 (同様の意見 他1件)</p>	<p>立入検査の権限を規定するほか、許可取消の基準についても条例で 定めます。</p>	—
38	<p>許可を得ずに屋外保管事業を設置した場合に土地の所有者または仲 介の不動産業者、屋外保管事業者に対して罰則および契約を白紙と する。</p>	<p>無許可での設置を含め行為者以外に罰則や制限を設けることは難し いと考えます。</p>	—

39	事業終結の際は届出の義務を課し、更地にして終結することを事業許可時に拘束させる条例を追加する。	廃止に際しては再生資源物が保管されていないことが前提となると考えます。また、許可取消時の対応については、再生資源物が残置されないよう定めます。	—
40	被害を受けている住民への補償制度の条文を設けてもらいたい。	民事上の補償問題についての対応を条例に規定することはそぐわないと考えます。	—
その他の意見 13件			
41	大型重機の使用制限も基準に入れてもらいたい。	事業場から発生する騒音・振動については、保管基準において生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずることとしており、その中で対応して参ります。	—
42	市街化調整区域内にプレハブ、コンテナハウスを建てて居住している。市街化調整区域への居住を厳しく規制してほしい。 (同様の意見 他1件)	市街化調整区域における違反建築物については、許可に際しての事前協議の中で、建築部局において指導をおこなって参ります。	—
43	場内に基準以上の建築物があるが、早急に撤去させる強制力のある条文を設けてもらいたい。	廃棄物処理施設の許可基準ではそのような規制がないため、同様の基準とすることが適当であると考えます。	—
44	違法建築、違法開発の撤去、事業の停止、インフラの途絶を行政執行できる条例とするよう改善を望みます。	廃棄物処理施設の許可基準ではそのような規制がないため、同様の基準とすることが適当であると考えます。	—
45	市街化調整区域における土地利用転換、山林破壊等が問題であり、すべての土地利用転換行為に対する規制を検討すべき。	近年、国産材利用の低迷や森林整備の担い手不足などにより、やむなく山林を手放し転用する例が見られます。このような中で、すべての土地(山林)の利用転換行為を規制することは、困難と考えます。	—
46	赤道の不法占拠がやまない。市民が通行できるように規制してほしい。	そのような事実が確認できた場合には、赤道の管理者である土木事務所にて、不法占拠物件の除却指導をおこなって参ります。	—
47	杉林だった木々を大量に伐採した代償は清算すべきであると思いません。	杉などの人工林の伐採は、伐採の権原を有する者からの届出制であるため、難しいと考えます。	—
48	運搬車両の道路の通行や駐車について通行時間帯や赤道の利用など規制してほしい。 (同様の意見 他3件)	事業場の設置についての許可制度であり、再生資源物を取り扱う事業の営業行為に対する規制ではないため、許可要件としてそぐわないと考えます。	—

49	<p>運搬車両からの落下物について落下防止策の基準を定めるなど規制してほしい。</p> <p>(同様の意見 他1件)</p>	<p>車両からの落下物について道路交通法により規制されており、この条例で規制する対象として適切ではないと考えます。</p>	—
50	<p>県外のゴミ（金属スクラップ）が運ばれている。他県のスクラップは他県で処理するような規制をしてほしい。</p>	<p>金属スクラップは一般的に廃棄物処理法における廃棄物でないことから、今回条例を制定して規制をおこなうものですが、再生資源物を取り扱う事業の営業行為に対する規制ではないため、再生資源物の発生地を規制対象とすることは適切ではないと考えます。また、保管する再生資源物について県の内外であることを区別して規制することは困難であると考えます。</p>	—
51	<p>業者が敷地を拡張する際に産業廃棄物（緑色で魚の腐った匂い土）を埋めている。捨てないように取り締まって（規制）してほしい。</p>	<p>そのような事実が確認できた場合には、廃棄物処理法に基づいて対応します。</p>	—